

令和7年度（2025年度）熊本県障害者施策推進審議会 議事録

▶日時:令和8年(2026年)2月3日(火)14:00~

▶場所:ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

▶出席者:

<委員>(50音順)

荒木委員、池本委員、岩本委員、小山委員、菊池委員、酒井委員、重岡委員、須藤委員、陶山委員、竹田委員、玉垣委員、鳥居委員、長廣委員、三浦委員、村上祐治委員、山口委員、山田委員、吉浦委員、吉本委員

<県>

下山健康福祉部長、清水子ども・障がい福祉局長

(障がい者支援課)

竹中首席審議員兼課長、西嶋審議員、江口審議員、中島補佐、野田補佐、井伊主幹、佐藤主幹、宮崎主幹、北園主幹、松本主幹、杉主任主事、林主任主事、奥村主事、廣瀬広域専門相談員、高橋広域専門相談員

(関係各課)

健康福祉政策課地域支え合い支援室、高齢者支援課、認知症施策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、健康づくり推進課、危機管理防災課、市町村課、交通政策課、消費生活課、労働雇用創生課、むらづくり課、道路保全課、都市計画課、建築課、営繕課、住宅課、施設課、特別支援教育課、社会教育課、図書館、生活安全企画課、通信指令課

▶議事概要:

1 開会あいさつ

2 議題

(1)くまもと障がい者プラン(第6期熊本県障がい者計画)の進捗状況について

(2)熊本県障がい福祉計画(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画)の実績等について

(3)次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について

(4)令和7年度の主な取組状況について

・審議会等への障がいのある方の積極的な登用

・障がい当事者家族を支える取組(ファミリープラン)

3 閉会

○事務局(西嶋審議員)

ただいまから令和7年度、熊本県障害者施策推進審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。

私は熊本県庁障がい者支援課の西嶋と申します。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をさせていただきます。(資料の確認)

本日の審議会では、非公開事項に該当する情報についての審議を予定しておりませんので、公開で行います。

また、会議終了予定時刻は午後4時ごろを予定しております。それでは開会にあたりまして、熊本県健康福祉部長下山よりご挨拶を申し上げます。

○下山健康福祉部長

皆さん、こんにちは。先生方、本当お忙しい中、この会議にご参加いただきましてありがとうございます。それから日頃から、それぞれのお立場で、それぞれの領域で、障がい者施策の推進についてご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして深く御礼を申し上げます。

本県におきましては、令和3年度から8年度までの6年間で計画期間としまして、くまもと障がい者プランを作っております。途中見直しを行い、関係機関や団体と協力しながら、障がい者施策を推進しているという状況でございます。

ここ数年の動きとしまして、国民県民の意識、障がいに対する理解はだんだん進んできてるように感じておりますが、社会全体での理解促進と環境整備などの取り組みの充実は、これまで以上に求められていると思っております。

昨年6月には手話施策推進法が施行されました。そして、東京2025デフリンピックがございましたが、ここでは見える応援であるサインエールが生み出され、障がいのある人もない人も、会場全体が一体となるなど、障がいの理解と、互いに尊重し合う社会への意識が全国的に広がったと感じております。県としましても、こうした社会の動きに合わせて、新しく制定された手話の日に関連し、手話に関する映画の上映会など、理解促進に向けたイベントを実施いたしました。

また、新しい動きとしまして、令和7年12月に、高次脳機能障害者支援法が成立いたしました。令和8年4月から施行されます。県としましても、高次脳機能障害者の理解促進や自立、社会参加の取り組みを、より一層推進して参りたいと考えております。

一方で、障がい福祉分野の現場では、長引く物価高騰や人材不足の深刻化など、苦しい状況が続いております。県では、国の経済対策に呼応しまして、処遇改善や物価高騰に対する支援を盛り込んだ補正予算案を、令和7年11月、熊本県議会に提出いたしましてご承認をいただきました。

また、国においては、報酬改定の前倒しが進められており、本県でも、今後の国の動向を踏まえつつ、安定したサービス提供体制の確保に向けた支援に取り組んで参ります。

さらに、旧優生保護法の違憲判決を受け策定されました行動計画を踏まえまして、県としても、障がいのある人、一人一人が主体的に自らの選択により意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、着実に取り組みを進めていく必要があります。

本日の審議会では、現行の障がい者プランの数値目標等の達成状況など、進捗状況を報告させていただくほか、障がい当事者ご家族を支える取り組みや、審議会等への障がいのある方の積極的な登用の推進など、本県独自の取り組みも御説明させていただきます。

本審議会には、障がいのある方もない方も委員としてご参加いただいております。多様な視点から御意見を頂戴できることは、本県の施策推進にとって大変心強く思っております。

本日は、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西嶋審議員）

下山部長は別の公務のためここで退席をさせていただきます。

次に本審議会の役割及び今年度の委員改選について説明いたします。本審議会は、障害者基本法第36条に基づき、都道府県における合議制の機関として設置しているもので、その役割として、都道府県障がい者計画策定にあたって意見をいただくこと、或いは、都道府県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項について調査審議をしていただくことと規定されています。

本日の審議会は、委員改選後最初の審議会となります。本来であれば、一人一人ご紹介すべきところですが、時間の都合上、お手元の委員名簿によるご紹介に代えさせていただきます。

なお、玉垣委員及び精神保健福祉会連合会の村上委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席となっております。

次に、会長選出です。条例第4条第1項において、会長は、委員の互選によってこれを定めると規定されております。会長の選出にあたって、どなたか立候補またはご推薦はございませんでしょうか。

○事務局（西嶋審議員）

なければ事務局案といたしまして、菊池委員にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

～賛同～

ありがとうございます。ご異議はないようですので、菊池委員、お引き受けいただいでよろしいでしょうか。

（菊池委員、了承）

それでは、菊池委員には会長席に移動をお願いいたします。

～移動～

それでは菊池会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○菊池会長

ご選出いただきました菊池でございます。先輩方たくさんいらっしゃいます中で、私が会長の役割を担わせていただきますこと、誠に恐縮でございます。

本審議会は、熊本県の障がい者施策に関わる全般的なことについて議論する、そういう場であると認識しておりますけれども、今期は、こちらの、次期熊本県障がい者計画及び障がい福祉計画の策定といった重要な任務がございますので、ぜひ委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴しながら議論を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西嶋審議員）

ありがとうございます。続きまして、条例第4条第3項において、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すると規

定されておりますので、会長から職務代理者の指名をお願いいたします。

○菊池会長

はい。それでは熊本県教育委員会事務局、県立学校教育局長の重岡委員にお願いしたいと思いますけれども、重岡委員よろしいでしょうか。

(重岡委員、了承)

○事務局(西嶋審議員)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員20名中18名がご出席ですので、熊本県障害者施策推進審議会条例第5条第2項に定める定足数である過半数に達し、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それではここからの進行について菊池会長にお願いいたします。

○菊池会長

それではよろしくお願いいたします。

本日の会議には、障がいのある人もない人も共に参加いただいております。どなたにとっても参加しやすい場にするために、いくつか、私の方からお願いがございます。

まず発言の際はできるだけ、ゆっくり、はっきりとお話ください。専門用語や難しい言い回しには、なるべく簡単な説明を添えていただくようお願いいたします。もし聞き取りづらい点や、わかりにくい点があれば、遠慮なく手を挙げてお申し出いただければと思います。また、発言の順番や進行についても、必要に応じて調整いたしますので、まず、お気軽に手を挙げてご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日は前の方に表示されておりますけれども、スクリーンで、音声をリアルタイムで文字化して表示されております。なかなか精度の問題で、表示誤りがあるかと思っておりますけれども、これが議事録になるといったことではございませんので、あくまでわかりやすくするという参考程度のものでございます。ご参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題に移ります。本日は4つの議題が予定されています。

まず初めに、議題1、熊本障がい者プラン(第6期熊本県障がい者計画)の進捗状況、そして議題の2、熊本県障がい福祉計画(第7期熊本県障がい福祉計画第3期熊本県障がい児福祉計画)の実績等について、議題1と議題2をまとめて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

それでは、議題1、第6期障がい者計画の進捗について、障がい者支援課の松本からご説明させていただきます。資料1、1ページをお開きください。初めに、計画の基本的な事項についてご説明させていただきます。

まず、1の計画の位置付けですが、障害者基本法に基づき策定するもので、県の障がい者施策に関する基本計画となるものです。

また、熊本県障がい福祉計画と一体となって、県の障がい者施策を推進していくこととしております。

2の計画の期間につきましては、令和3年度から令和8年度までの6年間としております。本審議会でご意見をいただきながら、令和6年3月に中間見直しを行っております。

なお、※に記載していますが、障がい福祉計画につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間となっております。

次に、3の目指す姿としましては、平成24年度から施行しております、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の趣旨に沿って、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しております。4の基本理念としましては、目指す姿である共生社会の実現に向け、3つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進することとしています。

2ページをご覧ください。1つ目の基本理念は、障がいのある人もない人も共に生きる社会です。目指す姿で掲げる障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる共生社会を、県民みんなで築いていくよう掲げております。

2つ目の基本理念は、自らの選択・決定・参画の実現です。共生社会の実現に向けて、障がいのある人、一人一人が主体的に自らの選択により意思決定ができ、社会参画が促進されるよう掲げております。

3つ目の基本理念は、安心していきいきと生活できる環境づくりです。共生社会の実現に向けて、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図っていくために掲げております。

これらの基本理念の下、5の重点化の視点を持って、分野別の施策の取り組みの充実を図って参ります。

1つ目が、県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取り組みの視点。

2つ目が、地域で安心して生活できるための支援の視点。

3つ目が、家族等に対する支援の視点。

4つめが、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援の視点。

5つ目が、災害対策や感染症対策の充実による安全安心の確保の視点です。

この5つの視点を持って、6の分野別施策に掲載している4つの施策を推進することとしています。これらの施策の進捗状況について、次のページからご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。第6期熊本障がい者計画の進捗状況について、まず、数値目標全体の達成状況についてご報告いたします。

表の下に記載していますが、AからDと横バーの5つの区分で達成状況を分けております。表に戻りまして、一番右の令和6年度の状況ですが、数字目標全体は39項目ございまして、うち達成状況Aは5項目、12.8%、Bは22項目、56.4%、Cは4項目、10.3%、Dは8項目、20.5%、評価できない項目はございませんでした。

続きまして、8つの分野別施策ごとに具体的にご説明いたします。分野別施策1の地域生活支援ですが、地域生活支援として、1の地域移行地域定着、2の日常生活支援、3の相談支援、4のサービス提供体制、5の障がい特性に配慮した地域生活支援を項目立てしております。

5ページをご覧ください。数値目標の達成状況について、主にCとDの項目についてご報告いたします。

最初に、No.1の、福祉施設入所者の地域生活への移行者数をご覧ください。達成率は34.5%で、D評価となっております。入所者の高齢化や重度化等もあって、地域生活への移行が難しい状況ではありますが、国において地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向の確認に係る運営基準の見直しや、令和6年度報酬改定にあたって、地域生活への移行を推進するための評価の拡充等が行われているところです。

No.2の福祉施設入所者数の減少数も同様の理由により、D評価となっております。県としましても、引き続き、ご本人の意向に応じたサービスの利用に繋がるよう、取り組みを進めて参ります。

No.3の基幹相談支援センターの設置市町村数については、達成率は24.4%で、D評価となっておりますが、令和7年度からは、新たに借り上げ圏域の5市町や合志市が設置するなど、各市町村の懸命な努力により、順次設置が進んでいる状況にあります。令和7、8年度中の全市町村設置という目標達成に向け、引き続き市町村向けの研修会やアドバイザーと共同した個別訪問などの後方支援を行い、設置促進は図って参ります。

また、No.4の地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数については、達成率が51.6%で、C評価となっております。令和6年3月末に示された国の通知において、コーディネーターは常時常勤専従による配置が求められており、経験豊富な人材の確保が困難であること。地域に自立生活援助事業所がなく、コーディネーター配置の財源となる地域生活支援拠点と、機能強化加算の算定要件を満たす体制がとれないことなどにより、市町村における配置は足踏み状態となっております。基幹相談支援センターの設置と同様に、市町村に対する他地域の事例共有や助言などを通じて、コーディネーター配置を後押しして参ります。

No.8の医療的ケア児等コーディネーター配置市町村数は、達成率53.3%で、C評価となっております。令和4年度に、熊本県において市町村コーディネーターの役割を整理し市町村に提示したこともあって、コーディネーターの配置が令和5年度、6年度と少しずつ進んでおります。一方で、せっかく確保したコーディネーター養成研修修了者ですが、市町村の人事異動により、保健師が担当課からいなくなるということがあります。今後も市町村に対し、コーディネーター養成研修の受講や、継続的なコーディネーターの配置等による人材の確保を働きかけて参ります。

続いてNo.9の強度行動障がい支援者養成種研修修了者数は、達成率79.1%、C評価となっておりますが、修了者数は、令和4年度以降増加しております。県としても、引き続き人材育成に努め、努めて参ります。

次に6ページ分野別施策の2の保健医療です。ここでは、1、療育、2、精神保健医療、3、保健医療を項目立てしています。

7ページをご覧ください。No.11の精神障がい者の精神病床における1年以上長期入院患者数は65歳以上の達成率が78.6%のため、達成状況はC評価となっておりますが、65歳以上の場合は、認知症の進行や身体機能の低下など、入院が長期化するリスクが高く、長期在院者数は年々減少しているものの、65歳未満に比べ減少が緩やかとなっております。高齢の方でも、自宅や福祉施設等での生活に移行できるよう、地域の関係機関と協議、連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、支援していきます。

次に8ページをご覧ください。分野別施策3の教育、文化芸術活動、スポーツです。こ

ここでは、1の教育における支援体制、2の教員等の専門性向上、3のインクルーシブ教育システム、4の教育環境整備、5の生涯を通じた多様な学習活動の支援、6の文化芸術スポーツを項目立てしています。

No.18初級育障害者スポーツ指導員数の達成率は56%となっており、令和6年度末の実績値が策定時点より減少しているため、達成状況はDとしています。これは指導員登録の継続を希望する場合は、登録料の納付など、毎年更新手続きが必要ですが、令和5年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのパラスポーツの行事が減少または中止となり、更新手続きをされなかった方が多数いたほか、新規の資格取得に必要な研修に用いる会場にも人数制限があったため、受講者数が大きく減少したことなどが影響したものです。

なお、令和5年度から、SNS等での周知や、2次元コードを使った指導員の募集に力を入れた結果、若年層からの申し込みが増加しております。今後も、パラスポーツ指導者協議会と連携し、指導員の確保に努めて参ります。

次に9ページの分野別施策4の雇用・就業、経済的自立の支援です。ここでは、1の雇用促進、2の職業能力開発、3の多様な就労支援、4の福祉的就労の底上げ、5の経済的自立の支援を項目立てしています。

10ページをご覧ください。No.21とNo.22の指標については、実績値が中間見直し時点より減少しているため、達成状況はB評価としています。

No.21については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業見学や実習の機会が制限されたことなどが大きな要因と思われませんが、制限緩和により受け入れを再開した企業が増えるなど、回復傾向にあります。

なお、令和7年10月からサービス提供された就労選択支援事業を通じて、本人の希望、就労能力や適性等に合った、より適切な進路決定が可能となることが期待されているところです。

No.22については、相談件数は増加傾向にあるものの、相談者の状況によっては、A型事業所やB型事業所につなぐケースもあり、結果として、新規登録まで至らなかったり、また、法定雇用率の上昇や、障がい者雇用への理解促進により、センターを介さずに、就労定着できる障がい者の方が増えている面も考えています。一般就労移行後の支援につきましては、就労定着支援のサービスや、障害者就業・生活センター、ジョブコーチの制度など、ご本人の状況に応じた支援を受けることができる仕組みとなっておりますので、引き続き関係機関の連携のもと、必要なサービスが提供されるよう努めて参ります。

続いて、ナンバー24の障がい者委託訓練事業就労者数の就職率をご覧ください。こちらも実績値が策定時より減少しているため、達成状況はB評価としています。就職率には、訓練終了後、3ヶ月以内に就職したものを計上しておりまして、短時間勤務や、A型事業所内の就職を希望する修了者は含まない算定方式となっております。

今後は、就職率向上を図るため、受託事業者等と連携して、訓練生の障がい特性に応じた就職支援活動を行っていく必要があると考えています。

次に、11ページの分野別施策5の情報アクセシビリティです。ここでは、1の情報バリアフリー、2の意思疎通支援を項目立てしています。こちらの達成状況はすべてB評価でした。数値目標は、支援を行う人材の研修を4項目挙げています。いずれも着実に増加

していますが、さらに周知を図っていく必要があると考えています。

次に、12ページの分野別施策6の安全、安心です。ここでは、1の災害対策、2の感染症対策、3の外出・移動支援、4の防犯、5の障がい者の消費者トラブル防止、6の交流活動を項目立てしています。

13ページをご覧ください。こちらは、達成状況が、B評価とA評価でした。目標達成に向けて、引き続き各項目の取り組みを進めて参ります。

次に14ページの分野別施策7の生活環境です。ここでは、1の住宅・建築物、2の道路・都市公園、3の旅客施設・公共交通機関を項目立てしています。

No.34をご覧ください。こちらは、達成率が83.9%となっていますが、実績値が策定時より低下しているため、達成状況はB評価としています。令和5年度より割合は上昇していますが、改善しない要因としては、民間確認検査機関に建築確認を申請する割合が増えているため、事前協議の提出が建築確認の申請までに間に合っていないことなどが考えられます。建築関係団体の講習会などの場で周知を図るとともに、民間確認検査機関へのさらなる協力を求めて参ります。

次に、15ページの分野別施策8の差別の解消及び権利擁護の推進です。ここでは、1の障害のある人もない人もともに生きる熊本づくり条例、2の障がい者虐待防止、3の成年後見制度等、4の行政等における配慮を項目立てしています。

No.39については、達成状況がB評価でした。実績値は、例年40%台を推移してきて、令和6年度末は46.4%でしたが、最後の注意書きにある通り、令和7年度は57.5%と目標値を上回っています。

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、事業者による合理的配慮の提供が義務化されましたが、共に生きる条例で定める不利益取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、虐待の禁止なども含め、県民の理解促進を図っていくため、出前講座の内容充実や、各種研修会を活用した周知啓発に取り組んで参ります。

なお、参考3の資料は、分野別施策ごとの関連事業一覧です。後程ご覧いただければと思います。これで資料1の報告を終わります。

引き続き、資料2についてご説明させていただきます。資料2は、熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画、第3期熊本県障がい児福祉計画）の数値目標の実績一覧です。

障がい福祉計画は、先ほど報告しました熊本障がい者プランに定める事項のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図るための実施計画として位置付けております。

この計画につきましては、令和6年度から令和8年度の3年間の目標数値目標のため、今回初めての実績報告となります。先ほどご説明しました資料1の内容と重複する内容もございますので、こちらにつきましては、後日ご一読いただければと思います。資料2については以上になります。

○菊池会長

ありがとうございました。事務局から議題1及び議題2について説明がございました。

これまでの説明に関して、委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思っておりますけれども、本日は、皆さんのお手元に、資料1の「わかりやすい版」、こちらを事務局の方で作

成いただいております。

こちらの資料1「わかりやすい版」を使いまして、まず吉浦委員の方からご発言があると伺っておりますので、まず吉浦委員にご発言いただきまして、その後、ほかの委員の皆様のご質問ご意見に入りたいと思いますけども、それでよろしいでしょうか。

～了承～

では吉浦委員、何か思ったことや感じたことを、自由にお話ください。

○吉浦委員

私は、熊本市手をつなぐ育成会の本人部会つなごう会に所属しています吉浦美紀です。67歳です。

このような大きな会議に出るのは初めてで、何を言っているのかわかりませんので、ドキドキしています。

今、私は、父も母も妹も亡くなって、2人の後見人さんにお世話になりながら、1人で実家に暮らしています。普段の買い物とかは自分でできますが、大きな買い物や、家の修理などは、相談に乗ってもらっています。

母がいた頃は、回覧版は止めちゃだめとか、祝日のごみ出しは8時半までよとか、大事なことは教えてくれましたが、今はいろいろ細かいことまで、1人でやらなくてははいけません。掃除、洗濯、炊事、いろいろあって大変です。

月に1度の、手をつなぐ育成会つなごう会の行事に参加するのが、日々の励みです。

時々カラオケに行って、1時間思いっきり歌ってストレスを発散しています。お友達もいますが、年をとって、お父さん、お母さんが亡くなっても、今いる家で住み続けたいと思っている人はたくさんいます。

でも、私の暮らしを振り返ると、やっぱり1人では大変なことがいっぱいあります。それを助けてくれる人がいると、安心できます。施設やグループホームにいる人に、「施設を出て1人で暮らさない」と言われたら、慌てると思います。

「わかりやすい版」の資料1の2ページですが、何人増やすとか減らすとか書いてあっても、意味がわかりません。困ったときに、どこに相談していいかわかりません。上手くいってもいなくても、「心配しなくていいよ」と言ってくれる人がたくさんいると、気が楽になります。

私は、希望荘によく行きますので、気軽に相談できる場所をもっと知りたいです。そんな世の中にして欲しいと思っています。私の意見です。よろしく願います。

○菊池会長

ありがとうございました。今、吉浦委員の方からご発言がありまして、例えば数値目標で定められているもの、その数字が幾らだということよりも、ご本人一人一人のニーズに沿った、いわゆる支援といったものがしっかりと提供されることが大事なのではないかと、いうご意見だったかと思えます。

支援者で西さんが入っておられますが、そういった内容でよろしいですか。

(支援者:はい。)

支援者がついておられますので、会議の内容等についてはサポートいただきますので、ご発言もサポートいただければと思います。

それでは、先ほどの吉浦委員のご発言について事務局の方から、基本的な考え方というところかなと思いますけども、回答をお願いいたします。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

障がい者支援課佐藤と申します。吉浦委員、お話ありがとうございました。吉浦委員やお友達が、普段の生活で不安に思っていること、よくわかりました。

委員からお話いただいた内容は、今一番県の中でも難しい、みんな考えなければならぬ問題だと思っております。

ご両親と生活をされている方が、ご両親が亡くなられても、今のお住まいの家で住み続けるためにはどうすればいいのか。施設や病院を出て、一人暮らしをすることになった場合に、心配なくていいよと言ってくれる人がいるのか。そういったとても不安な気持ちがよく伝わってきました。

現在、障がいのある方が地域で一人暮らしをするにあたっての不安を取り除くために、地域生活支援拠点というものが、各市町村に作られてきております。

急にご家族が入院されて、家でおひとりになる場合に、泊まることができたり、あとは一人暮らしに向けて、グループホームなどで、一人暮らしの体験をすることができたりします。

こうした場所が、県内にもある程度はできてきていますが、あまり利用に繋がっていないようです。そのため、資料1の「わかりやすい版」の1を見ていただきますと、1ページの4番、こちらに、『町で生活する障がいのある人に、困ったことが急に起きたときに、手伝ってくれる人の数を増やします』ということを目標に掲げております。

数字で、16とか31増やしますとか書いてあるんですが、なかなかわかりづらいとは思いますが、少しずつでも県としては、増えていけばいいなあと考えているところです。

この方をですね、ちょっと難しい言葉で『地域生活支援拠点コーディネーター』と言います。その方は、困っている人が地域にいないかな、と情報を集めたり、普段は問題なく暮らしていても、急に困ったときにどうすればいいのか相談に乗ってくれます。普段から地域で暮らす方の様子を気にしてくれて、困ったことが起きたら手伝ってくれる人です。

山鹿の地域や、宇城の地域では、こうしたお手伝いをしてくれる方が、しっかり活動をされています。そうした良い例を県内に広めて、市町村がこういった方を配置する参考にしてもらいたいと、県では考えております。

このように、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、市町村が様々なサービスを準備しています。まずは、困ったことがあったら、お住まいの市町村に相談をしてください。そのお困り事に応じて、市町村が必要な相談窓口やサービスに繋いでくれます。

吉浦委員、貴重なご意見ありがとうございました。

○菊池会長

先ほどの吉浦委員の話にありました通り、この障がい者施策を進める上で、数値目標というのは、どれだけ達成できたかといったような観点を図る上では非常に大事なものだということですが、おそらく、当事者の方たちが一番求めているのは、数値目標の達成そのものよりは、例えば自分が困ったときに、すぐに相談できる体制があるのかと

か、その“質”の問題といったところではないかということをご指摘いただいたことだと思しますので、ぜひ次回の障がい者計画を策定する中でも、そういった当事者の不安であるとか、ないしは、質の問題ですね、その辺りについてしっかりと十分に吟味された計画にしていきたいと今思ったところです。ありがとうございました。

それでは他の委員の皆様から、議題1及び議題2についてご意見、ご質問等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。挙手にてご発言いただければと思います。

はい。では陶山委員お願いいたします。

○陶山委員

熊本難病疾病団体協議会の陶山です。計画にあたりご苦勞いただきありがとうございます。

1つ質問です。参考3の第6期熊本県障がい者計画中間見直しの関係事業一覧資料の2ページの真ん中あたりの、医療的ケア児暮らし安心サポート事業というのがあります。これは、予算が令和6年よりも、だいぶ増えております。他のところを見ますと、そこまで増えてるところは少なく、これを増やしていただいたことは非常にうれしく思うのですが、どのような部分にその予算が使われたのかをお聞きしたいと思いました。

○事務局(障がい者支援課竹中課長)

ご質問ありがとうございます。熊本県障がい者支援課長の竹中でございます。

今ご質問いただいた、医療的ケア児の事業であります。この取組みの概要の最後の文面のところで、「また～」と書いてますが、非常用電源装置の貸与方法の部分や個別避難計画作成により災害に備えた支援体制の構築を図るとの部分、まさに令和7年度に新しく始めたものです。

10月末から始めていまして、まさに災害が起きる時に、あらかじめ、医療的ケア児の方々に、その非常用電源がお手元に渡っているという状態をつくり出すことが大事だろうとの問題意識のもとで始めているというところであります。

○菊池会長

物品調達がかかったと。その分だけ算定されてるということで、次年度以降はまた少しその分が差引かれるような感じですか。

○事務局(障がい者支援課竹中課長)

ご質問ありがとうございます。来年度の予算につきましては、今まさに庁内に協議中ということで、これからまた議会に上がっていくというところでありますが、この非常用電源のところについても、また引き続き、何かしら手当を確保できるようにということで協議してとございます。

○菊池会長

はい。よろしく申し上げます。物品が当然古くなれば更新といったところでも必要になってくるかと思しますので、定期的にといいですか、計画的に行っていただければと思います。よろしく申し上げます。その他いかがでしょうか。はい。では三浦委員、お願いい

たします。

○三浦委員

知らないところがあるので教えてください。数値目標の達成状況の21から23で、障害者就業・生活支援センターのことが、目標値に項目で挙げられてるんですけども、内容を拝見すると、障害者就業・生活支援センターが設置された頃と、就業のありようが変わってきているという印象を受けたんですが、今現在、障害者就業・生活支援センターはどれくらい県内にあって、どういうふうなエリアで稼働されているかということをお一つ教えてください。

なお、資料2の、4、福祉施設から一般就労への移行の、(5)協議会(就労支援部会)の設置が0%となっているんですけど、この協議会っていうのは、各市町の自立支援協議会を言うのかどうか教えてください。もし自立支援協議会だと山鹿市は就労支援部会があったけれどもなと思って読ませていただきますと、読み間違ってるかもしれないので教えてください。

○菊池会長

はい。今の2件、答えやすい方からで良いのでお答えいただければと思います。

○事務局(障がい者支援課サービス向上班)

障がい者支援課の奥村と申します。2つ目の質問、就労支援部会の設置状況の関係についてご説明させていただきます。

今回の障がい福祉計画の中では、就労支援部会等の設置に関する目標ということをお計画の中で謳っております。名前の通り就労支援部会という名前になりますので、一般的には自立支援協議会の諮問機関であったり、そういった部会をイメージされるかなと思うんですが、一方で、国が定めるこの就労支援部会等の構成要件としては、雇用労働分野との関係であったり、障がい福祉政策と雇用、その協議会をいうというような定義でございましたので、毎年、熊本県が参加させていただいている、障害者就業・生活支援センター等の連絡会議、これは熊本労働局が主催の事業になるんですけども、その会議の場で、障がい福祉計画、まさにこの一般就労の移行者数の達成状況であるとか、A型との連携状況がどのようにあるかといったところを議題としてお話をさせていただいているところです。そのため、就労支援部会としての設置はゼロなんですけども、それに代わるものとして、この障がい福祉計画を全県的に課題として取り扱う会議の方には、達成に向けた取り組みを行っているという次第でございます。表示上は部会という形ではないので、0%としてますが、※3で記載してますように、令和7年度に協議会と位置付けているので、現在は目標達成済みという状況でございます。

○事務局(労働雇用創生課)

労働雇用創生課の坂本と申します。よろしくお願ひいたします。

障害者就業・生活支援センターは、本県におきましては、県内6ヶ所を指定しております。エリアにつきましては、熊本市、それから玉名市、菊池市、八代市、天草市、水俣市、以上の6ヶ所に設置をしております。こちらの方で、事業として行っております。内容とし

しては、国と県で共同で委託をしております、まず国の方から、雇用安定事業ということで、就業支援担当者を2名から5名程度配置をし、就業支援、就労に繋がる相談案件等の対応を行っていただいております。

県の方からの委託内容としましては、生活支援の面の事業ということで、生活支援担当者を2名配置しまして、相談であったり、職場、それからご家庭への訪問をさせていただきながら、指導、ご相談をお受けするという対応を行っているところでございます。以上です。

○三浦委員

はい。よくわかりました。実は私山鹿市で菊地市の障害者就業・生活支援センターのエリアになってるんですけど、自立支援協議会で報告を聞いた時に、やはり、同じ自治体に、この障害者就業・生活支援センターがないと、企業の様子、地域の体を含めまして、とってもハンディがおありのように感じ取れます。結局、障害者就業・生活支援センターのない市の場合は、その相談支援専門員や機関が埋めて、いろんな事業のサポートをしているという実態もあって、もし、可能であれば、この障害者就業・生活支援センターをもう少し細かい組織として、各地域に配置をしていただくと、ものすごく今、この障害者就業・生活支援センターが制度上出来た頃に比べて、恐ろしいほど事業所が増えておりますので、事業所の把握も含めて、それから、企業との関係性っていうのが、なかなか、自治体のエリアを超えないものもあるので、きめ細やかな制度になっていくことを、課長に国に要望していただきたいなという願いを込めて、発言させていただきます。

○菊池会長

はい。という三浦委員からのご要望というかご提案ですので、事務局の方でまたご検討いただければと思います。その他いかがでしょう。はい。村上委員。村上祐治委員ですね。お願いいたします。

○村上祐治委員

熊本県自閉スペクトラム症協会の村上です。先ほど数値目標等が、わかりにくいみたいな話でご発言がありまして、それも中身の方が大事ということで、ちょっとそれに関連してなんですが、この資料を見ていきますと、数値目標の前に、施策の方向性として説明された文章があり、その関連する数値目標がないものがかかなりあるような気がするんですね。

例えば、分野別施策の3で、項目が3つありますが、関連してない施策3のところでは教育文化、この辺りですと16、17、18と項目が3つあるんですが、上の対応と全然対応してない項目があると。そんな中で、先ほどのご説明は、ほとんどこの数値目標がCとDがどうだったというご説明でずっと終始して、その上に書かれてる方向性に関してのコメントが全くなかったように感じます。

定性的なものでも、ぜひ、そういった評価をしていただかないと、ここに挙げてるものが、CとかDとかであるのであれば、上げてあるかどうかがすごく大事なものになってくるような気がするんですね。ですから、次の計画の段階では、かなり網羅をしていかないといけないんじゃないかなと。というふうな私からの意見です。

○菊池会長

ありがとうございます。次期の策定のところに関するご要望だったかと思っておりますので、次の議題の中でも他の委員からもご意見いただければと思います。

それでは、議題1と議題2に関しましては、まだ計画途中でもございますし、取組を掲げている以上、やはり達成を図っていくということは重要だと思っておりますので、事務局中心に、引き続きご努力いただければと思います。

それでは続きまして、議題の3に移りたいと思います。次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

それでは、議題の3、次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について、ご説明させていただきます。

1ページの総論をご覧ください。一番上に現計画を記載しております。左側に、くまもと障がい者プランを記載し、こちらは、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画でございます。そして右側に、熊本県障がい福祉計画を記載、こちらは、障害福祉サービス等の提供体制及び、自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に作成しております。この2つの計画は、委員の皆様のお手元にあります2冊の計画になりまして、どちらも令和8年度末までの計画でございます。

この障がい児・者に関する計画について、次期計画は一体的に作成することを考えております。

計画期間には内訳がございます。3つの黒丸をご覧ください。第7期熊本県障がい者計画等の計画期間は、令和9年度から14年度の6年間です。第8期障がい福祉計画、第4期障がい児計画の計画期間は、令和9年度から11年度までの3年間で、その後の第9期障がい福祉計画、第5期障がい児福祉計画が、令和12年度から14年度の3年間となります。

一体的作成のメリットは、1点は、障がい者全体の基本的な施策と具体的なサービス提供体制を一体的にとらえることで、計画の整合性を図り、本県施策の一貫性と実効性を高めるとともに、県民にとってわかりやすい計画となること。もう1点は、計画策定や進捗管理、評価などを一体的に行うことで、業務の重複をなくし、事務作業の負担軽減と業務効率化を図ることです。

下段の表は、左が、本県の障がい者計画の、右が障がい福祉計画の、これまでの策定状況になります。平成26年度から、2つの計画の時期を合わせていましたが、次期計画からは、一体的に作成するという事を考えております。

2ページをご覧ください。障がい者計画についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。

こちらは、国と県の現行の計画の比較になります。左側が内閣府の第5次障害者基本計画の概要です。令和5年度から令和9年度の5年間の計画です。ピンクで囲っている部分が施策でして、11の分野別施策が掲げられております。右側が、本県の現行計画の概要です。青で囲っていますが、8つの分野別施策が掲げられております。本県の現行計画は、令和2年度策定ですので、国の第4次障害者基本計画のときに作成されてお

ます。次期計画につきましては、国の第5次障害者基本計画を基本として、本県の障がいのある方の状況等を踏まえて作成していくこととしています。

4ページをご覧ください。次期計画の策定案についてご説明いたします。左側が第7期熊本県障がい者計画の施策体系案で、右側が現行計画の施策体系です。現行の施策は8分野でしたが、次期計画は、国の計画を基本に、10の分野に分けております。

オレンジ色、青色、緑色の3つの線の施策を2つに分けることとしております。その他、第7期計画の2つ目、安全・安心な生活環境の整備は、第6期計画の6つ目の、安全・安心の一部と、7つ目の生活環境の分野を1つにすることとしております。以上のような施策体系で、次期計画を作成していくこととしております。

5ページをご覧ください。次期計画に関する主な関係法令を参考として記載しています。熊本県障がい者基本計画関係をご覧ください。障害者基本法の第11条第2項には、都道府県は障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を作成しなければならないと規定されております。

本県は、障がい者の状況を把握するため、令和7年度に障がい当事者及び家族との意見交換会を実施いたしました。

6ページをご覧ください。こちらが意見交換会の概要です。今年の7月下旬から8回に分けて、31の団体と意見交換を実施いたしました。

7ページをご覧ください。意見交換の意見を抜粋して記載しております。およそ140のご意見をいただきまして、その中から、各団体のご意見を分野別施策ごとに記載しております。なお、いただいたご意見は参考4の資料にすべて掲載しております。この各団体からのご意見を踏まえ、次期計画を作成して参ります。

8ページをご覧ください。意見交換会のほか、本県の障がい者の状況を把握する基礎資料として、各種のアンケートを実施しております。その1つとして、令和8年度に障がい者のための施策に関するアンケート調査を実施することとしております。左側に令和8年度のアンケート調査の案をお示ししております。まず、調査の趣旨ですが、第7期、熊本県障がい者計画策定の基礎資料とするため、障がい当事者及びその家族、障害福祉サービス事業所や民間企業等の意識調査を行うものです。

実施期間は令和8年5月20日から6月19日の1ヶ月間を予定しております。対象者は記載の通りです。通常版、ルビ付き版、点字版、デイジー版を作成し、業務委託での調査を予定しております。

なお、右側に参考として記載しておりますが、第6期計画の策定時の令和2年度も同様のアンケート調査を実施していきまして、800件の回答を得ています。調査結果は、ここでは割愛しますが、現計画の21ページと75ページに掲載しております。また、補足として、下段に記載しておりますが、この他にも障がい施策に関するアンケートを行っております。今回は具体的な説明は省略いたしますが、調査内容等は記載のページに載せていますので、後程ご覧いただければと思います。

9ページをご覧ください。障がい者のための施策に関するアンケート調査の設問を記載しております。左側が令和8年度の設問の案で、右側が前回、令和2年度の設問になります。施策ごとに1問のアンケートを行うこととしていきまして、令和2年度は8つの施策で8設問でしたけれども、令和8年度は、10の施策に10の設問となります。設問数が2

問増えていますが、回答者の負担増にならないよう、全体の設問は16項目と、前回と変わらない数に調整しております。

アンケートの個別の説明は時間の都合もありますので、割愛いたします。10ページをご覧ください。こちらが1.差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止の施策のアンケートのイメージです。

障がいのある人の権利（障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止。合理的配慮の提供、虐待の防止など）に関する県民の理解や関心が、5年前と比較して高まってきたと感じますか。との設問になっています。しかし、この設問の内容だけでは抽象的なので、破線で囲ってある部分に、具体的な県の取り組みを記載しています。

この破線の内容は、令和7年度の県の取り組みでして、障がい者虐待防止のためのオープンセミナーなど、5年前にはなかった取り組みには下線を引いております。アンケートの内容や、県の取り組みを見て感じたことを、そう思うから、わからないの5つの中から1つ選んでいただき、さらに具体的に伝えたいことがあれば、②の記述式に記載し、記載をしていただくこととしております。2問目から10問目までも、同様のアンケート形式になります。

11ページをご覧ください。こちらは、10の設問に対する県の具体的な取り組みを記載しております。先ほどのアンケートのイメージの破線で囲んだところに掲載する取り組み内容になります。時間の都合もありますので、個別のご説明は省略しますが、アンケートが回答しやすくなるよう、すべての設問に県の取り組みを掲載することとしております。

12ページから15ページは、他の障がい施策に関するアンケート調査等になります。時間の都合上説明は割愛いたします。

16ページをご覧ください。こちらは次期計画策定までのスケジュール案になります。最上段が令和7年度のスケジュールです。本日の審議会も、記載しております。

2段目からは、令和8年度のスケジュールでして、4つに分けております。一番上が審議会と自立支援協議会のスケジュールです。次期計画の策定のために、審議会を3回実施し、委員の皆様はその都度ご審議いただき、ご意見をいただきたいと考えております。お忙しいところと思いますが、本県障がい者施策の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

残りの3段は、事務局側の作業状況をお示ししております。障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に作成することから、関係各課、市町村とより連携して進めて参ります。総論と障がい者計画の説明については以上になります。

○事務局（障がい者支援課サービス向上班）

障がい者支援課の中島です。17ページから、令和9年度に向けた障がい者福祉計画及び、障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しの状況について説明させていただきます。

18ページをご覧ください。こちらでは、左側に次期障がい福祉計画の基本的な指針の案の計画期間、指針の構成等を掲載しています。右側に熊本県障がい者福祉計画の概要を掲載し、左側の次期計画に向けた基本指針の案と現計画との関係性を矢印で示しているところです。

次期計画の策定にあたって、国の基本指針の見直しがされた場合、本県の次期計画

も基本指針に沿った計画の見直しの検討、審議を行っていただく必要があります。

19ページをご覧ください。基本指針は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実証を確保することを目的として、基本3年を1期として作成することとされています。都道府県障がい福祉計画及び市町村障がい福祉計画は、基本指針に沿って定められています。

なお、次期障がい福祉計画の基本指針の案は、昨年12月19日に行われた国の障害者部会において、大筋の了解が得られ、今後パブリックコメントを経て、今年度内に告示が予定されていると新聞報道で流れたところです。

20ページをご覧ください。こちらでは、9月に国の会議で示された基本方針の取りまとめに向けたスケジュールを掲載しています。

21ページをご覧ください。こちらでは、基本指針の見直しの主な事項を掲載しています。見直しをされた項目としては、③福祉施設から一般就労への移行と、⑤地域における相談支援体制の充実強化、⑥障害福祉人材の確保定着、⑧きめ細かい地域ニーズ等が見直されているところです。

22ページをご覧ください。こちらでは、契約の最終年度である令和11年度を目標年度とする、障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標である成果目標を掲載しています。

新規目標としましては、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築において、これまで精神病床からの退院率が掲げられたところですが、次期計画では、精神病床への30日以上の上再入院率、③福祉施設から一般就労への移行等においては、協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を8万2000人以上等が掲げられています。

23ページをご覧ください。こちらでは、成果目標を達成するための具体的な利用者数や、利用時間、会議の開催数等の活動指標を掲載しています。

24ページをご覧ください。基本指針の取りまとめにあたっては、障害福祉サービスの地域差の是正について検討が行われ、基本指針には、(1)地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策、(2)指定のあり方の①意見申出制度の更なる活用促進について、真に明記されたところです。

25ページには参考として、地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的とするための方策イメージ図を掲載させていただいています。私からの説明は以上です。

○菊池会長

ありがとうございました。議題3の説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたいと思えます。どなたからでも、挙手にてお願いいたします。はい。では須藤委員をお願いします。

○須藤委員

熊本県発達障害当事者会Little bitの須藤と申します。本日はよろしく申し上げます。

私の方から、アンケート調査の設問選択肢について意見をさせていただけたらと思えます。アンケートの設問のほとんどすべての項目の中に、5年前と比較して充実してますかという聞かれ方をされてると思うんですけども、この聞き方は、発達障がい当事者に

限らず、多くの県民にとって当時の状況や生活の変化を正確に思い出すことが難しく、どうしても感覚的な回答になりやすい設問だと感じました。

その上で、発達障がいの特性上、記憶や時系列の整理、比較が特に難しい人にとってはさらに答えにくく、何となくの感覚で回答してしまう可能性があります。

また、5年以上住んでいない人は比較自体ができず、結果として、一部の県民の声が実質的に拾われにくくなっている点も気になります。選択肢の中に、わからないという選択肢が用意されている点は配慮されていると思います。ただ、質問文自体が充実してきたという改善前提の構造になっているため、無意識のうちに肯定方向へ誘導されやすい設問だと感じました。

特に発達障がい当事者は、設問の前提や文脈に引っ張られやすく、曖昧な記憶を、無難な選択肢で補ってしまうことがあります。その結果、意図せずとも実態以上に改善傾向を強調するデータにならないかという懸念があります。

代替案としては、過去との比較ではなく、現在の実感を尋ねる設問にする方法や、良くなった点、残された課題の両方を尋ねる設問の方法などが考えられます。

例えば、現在県の障がい者施策や支援についてどの程度利用しやすいと感じていますか。また、現在の支援内容は、あなたの困りごとに合っていると感じますかといった問いかけが考えられます。

また成果評価だけでなく、困りごとベースの設問を取り入れることで、より実態に近い声を拾うことができるのではないかと思います。例えば、現在支援が足りていないと感じる分野はありますかとか、制度があっても利用しづらいと感じる点はありますか。支援を知るまでに困ったことはありますか。こういった形の設問の方が、現在の県民の困り事や、今後の施策改善に繋がる具体的なヒントを把握しやすいのではないかと考えています。ご検討をお願いします。

○菊池会長

ありがとうございました。今、須藤委員のご指摘ですけれども、そもそもこのアンケートをとる趣旨というところから鑑みても、5年前と比べて改善したと実感しますかという質問がどういう繋がりがあるのか、確かによくわからないところがありますので、事務局の基本的な意図というか、ねらいといったようなところをご説明いただければと思いますけどもいかがでしょうか。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

はい。ご質問ありがとうございます。5年前という定型的な表現を使っているところなんですけれども、やはり6年前にこのプランを見直す際に、こういった形で設問を立てているような状況がありましたので、それと類似するような形で、今回設問を設定はさせていただいてるんですが、今、須藤委員の方からいろいろな具体的なお意見いただきましたので、そういった方向も織り込みながら、今後、設問等につきましては、検討を進めて参りたいと思っております。非常に具体的なお意見ありがとうございました。

○須藤委員

ありがとうございました。

○菊池会長

よろしいでしょうか。私一応心理学が専門ですのであれなんです、このアンケートのこの書き方、須藤委員がおっしゃるように、誘導的だということが多分、学術関係だと多分もう1発でリジェクトされるような、そういう質問形態になってますので、ニーズの掘り起こしといたしますか、確認というところであれば、今須藤委員がご提案いただいたような、いろんな聞き方があるかなと思いますので、そこちょっとまたご検討いただければというふうに思います。はいその他いかがでしょう。はい。では村上委員お願いします。

○村上祐治委員

たびたびですみません。10ページにアンケート例っていうのが載っております。今須藤委員からのお話の中で、誘導はあってはいけないと思うんですが、今回ですねこの黒丸が4つ掲げてあって、それが、その次の11ページに挙げてある、すべての項目がそれぞれに入ってくると考えてよろしいんですね。

そう見ますと、すごく内容がしっかりと書かれてある。いい資料のように感じます。ただ、答えは1から5のどれですかとしか書いてなくて、そう思うと、書いたのが何がそう思うのかというのが全くこれでは取れないようなアンケートになってるんじゃないかなと。

それで、下に解決したい問題やという②のとこですね、一応書いてありますが、もしよろしければ、黒マル黒ポチで書いてある4つの項目のうちどれが一番そう感じたのかといった項目があると、より、どの点でそう思ったのか。思っていないのか、といったところがわかるんじゃないかなと。ご検討いただければと思います。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

ありがとうございます。非常に今のご意見もですね、何が足りなくて何が非常に効果が上がってるかとか、そういうような評価を感じ取れる結果をですね導くような形で、今後参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○菊池会長

はい。その他いかがでしょうか。今度からですね、このいわゆる障がい者計画と、障がい福祉計画、一体的に策定していくということですので、次年度ですね1年間をかけてということになりますけれども、この審議会でも議論をしていくということになりますけれども、今先ほどから出てます通りアンケートであるとか、すでに行っていたいてるところであります、当事者の方々のですね、意見をしっかりと聴取しながら、それをぜひ反映させていくような方向で策定いただければと思っております。

一体化するということで、当然、その名称を、どういう名称にしていくかというのをこれから議論されるということですので伺っておりますけれども、できればですね、このうち障がい者計画とか障がい者プランっていうふうに、障がいっていうのが結構前面にタイトルに出てきますと、どうしても多くの県民の人にとっては、これはあまり自分には関係ないっていうように、とらえてしまうものになるのかなあというふうにちょっと思ってます、できれば、もう少しちょっと別の、障がいのない人もある人も共に生きるくまもとですので、障がいのな

い方にとってもこれは自分たちも関わることなんだという当事者意識が芽生えるような、そういったタイトルというかですね、計画プランの名前というのを、少し事務局の方でも、揉んでいただければというふうにちょっと思います。よろしく願いいたします。

はい。その他いかがでしょうか。はい。では陶山委員お願いします。

○陶山委員

熊本難病疾病団体協議会の陶山です。アンケートに関しましては、私も実はアンケートってというのは、1つは啓発にもなるのではないかと考えているので、今まで5年間でこういうことやりましたと提示して、「できてると思いますか」と問いかけると、誘導をすることになりかねず、これだけやってるのに「思わない」というのはなかなか答えづらいのではないかと思います。しかし、このアンケートに答えていただいた方には、やっていることがわかっていただくアンケートにはなると思います。

ですので、今、村上委員が言われたように、幾つかある中の、ここをもうちょっと、力入れて欲しいなと思うことがあればそれに番号入れてくださいというのをいう選択肢を入れてはどうかと思います。

私は実はこういう計画で一番懸念してるのは、この福祉サービスが絵にかいた餅に終わらないかということなんです。

「地域差を是正し、サービス提供が計画的」これは国もとても心配しているところですが、熊本県として、特にこういうところにてこ入れしていきたいなと考えていること、その中のここはちょっと熊本の強みみたいな感じでやっていきたいなと思ってることがあれば教えていただきたいなと思います。

隣に鳥居さんがいらっしゃいますけど、やっぱり県南の過疎化はすごく著しくて、今後、本当にサービス体制が維持できるのかどうかっていうのは、サービスを提供する側も、受ける側も、サービス体制自体がもう維持できなくなるのではないかと思います。またもう1つ懸念するのは、例えばTSMCがある菊池あたりは通るたびに、ビルがどんどん増えていってるのですごいなと思いますが、たくさんの方が住みだしたら、例えば障がい者の人たちって、あそこには住めないですねきっと。なぜなら、そんな福祉サービスを提供する側の人たちが安い給料で働かなくなるとされるからです。

福祉サービスに携わる従事者自体がいなくなってしまうのではないかと懸念します。イコール、障がい者はそこには住めなくなるのではないかと懸念します。

ですから、例えば、民生委員さんの処遇改善とか社会福祉協議会にもっと強固な連携をすとか、具体的な策が、もし熊本県としてあるようならお聞きしたいなと思ってるんです。

○菊池会長

はい。という話なんですけども、次期計画の基本方針の策定はこれから行ってって、その中で次回のこの会議でもお示しいただける。そして、いわゆるその機関との計画調整みたいなのところも、庁内で都合つけていただいて、その結果も併せてこちらへお示しいただけるものというふうに理解してるんですけども、現時点で、例えば今、陶山委員がおっしゃったような基本方針として、どういったものを打ち出すような、計画というか、まだ構想なのか、或いは、大きな社会構造の変化が起きている状況の中で、どういった点に今

度次期計画の中では重点を置いていきたい、そういった構想案みたいなものがもしありましたら、ある程度ここで話せるものがあれば、お話いただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○竹中課長

はいコメントありがとうございます。障がい者支援課長の竹中です。

今ほど、地域の差が出ないようにと、そういった話もございました。今、まさに国の議論を見ていまして、2040年に向けて、障害福祉サービスをどうしていくのか、中山間地域、人口減少地域において、どういうふうにサービス維持、もしくは向上していくのかというところが議論なされているというところもあります。

そういった国の動向というのもよく踏まえながらということでもありますが、我々、熊本の強みということで、どういったことに取り組んでいくのかという話もございました。

先ほどTSMCの関係などの話もありましたけれども、やはり我々の県としましては、まずもって、障がい当事者の方々のご意見をよくよく伺っていくということを1つの強みということで取り組んで参りたいと思っております。

まさに今日の審議会におきましても、新たに3名の当事者の方にも参画いただきましたし、この障がい施策というのが、本当に幅広い、道路だったりとか、建築なのか労働なのかいろいろな分野において関係する部分がございます。県全体として、障がい当事者の方々に様々な審議会の場面で、もっと参画していただいて、それぞれの分野の中でも障がい当事者の方の意見というのが、より反映されていくような形というのをとっていきたいなと思っておりますし、計画そのものの中でも、まさに、去年の夏にも、障がい当事者の方、もしくは保護者の方なども、団体の皆様のご意見も拝聴しましたし、そういった部分をよくよく反映したものにして参りたいなと思っております。私からは以上です。

○菊池会長

ありがとうございます。委員の皆様におかれましても、この基本方針とかこういった点が非常に重要ではないか。特に現場レベルで、こういったところに施策の目詰まりが起きているのではないかとといったようなことを、どんどん事務局の方にも挙げていただければと思います。

これから1年間かけて計画を立てていくといった段階で、委員の皆様から多様なご意見を伺いながら、そしてまた、広く当事者の方、県民全体からですね、意見も聴取していただきながら、計画を定めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。はい。それではその他いかがでしょうか。では竹田委員お願いいたします。

○竹田委員

身障連の竹田です。よろしく願いいたします。

いろいろとお話が出てたんですけども、アンケート調査についてですけども、項目の中にですね、障がいの種類とか障害者手帳がどうだとか、性別とか住所、年齢と書いてありますけども、収入がですね、この方はどうやってされてるかというものが、書かれてないんですね。例えば、年金なのか。この方は年金収入なのかどうかというのは非常に大事な

ことですね、一番大事なものは、それで足りてるかどうかなんです。すべてにおいて。

だから、こういった情報を取るときに、この方は個人的に、どうされるかわかりませんが、要望としてですね一番困ってるのはそのときにわかるという気がするんですね。年金生活でやられてる方は、今後の問題なんですけど、非常に厳しいと。

それでなおかつ、若い年代でも、障がい者の方で、お金が十分取れてるかどうかという問題、非常に大事なことなんです。それが、このアンケート調査の中ではちょっと書かれてないもんですから。是非とも、その辺のところも把握しながらですね、こういう政策を推進していくっていうのは、大事なことじゃないかなと思いますので、大前提として。

その辺が、皆さんが、どういう人たちがこのアンケートに答えられてるかということ把握する意味でもですね、ぜひその辺のところをしていただきたいと思います。

特にですね、これから障がい者の方たちも、高齢がものすごい極端に進んでいます。ですから、年金受給者も当然いると思いますけども、その年金受給者においても、やはり、金額的な問題として、暮らしにとっても苦しい方がたくさんいらっしゃるんですね。その辺のところをこれに反映できるように、ぜひ、アンケートの1つの中でですね、考えていただきたいなと思います。

○菊池会長

はい。ありがとうございます。竹田委員から、今、回答者の経済的状況についても把握しておくことが重要ではないかというご発言だったかと思います。なかなか事務局の方で問題数の上限というか、決まったわけじゃないんですけど、回答する方のご負担とかいろいろあると思いますけど、そのあたり、できる限りですねどういう方が回答されているのかということが把握できるような工夫はですね、お願いしたいと思います。

障がいのある方の経済的状況の調査は別に行われてるものも多分あると思いますので、そちらも参考にしながらですね、進めていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

あまりプライバシーの情報を聞きすぎると、回答者が特定されてしまうというですね。ジレンマも、まあ、そこまではどうですかね。いろんな形でのニーズの分析を行う上でも、重要な視点かと思いますが、ご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。その他、よろしいでしょうか。はい。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員

ご説明ありがとうございます。資料の4ページで、第7期の施策体系の案が示されておりますけれども、ありがたいと思いたしたのは、安心・安全から、防犯・防災が独立してタイトライズされているところです。災害救助法の改正もありましたし、より強く取り組んでいくべきことだと思います。

また差別の解消、権利擁護を一番に挙げてくださったことも嬉しいことでした。

5に、行政等における配慮の充実という項目があって、3ページの説明を読むとよくわかったんですけど、手法手続きや選挙におけるという部分が出てきて、ただあの、合理的配慮が民間にも義務づけられましたので、行政中ポツ、地域社会における配慮の充実と、地域、企業も含むところでの合理的配慮というところを重視していただきますと、住民もそうなんですけれども、施設からの地域移行等進みやすい地域社会が育っていくのでは

ないかと想いを込めまして、1つ提案いたします。以上です。

○菊池会長

はい。ありがとうございます。では、事務局の方から今のご提案いただきまして、回答は何かされますか。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

はい。ありがとうございます。今、国の基本計画に基づいたところで、1番から10番まで文言を立てておりますので、またこのあたりに対しましても、今のような、こういう文言を追加して欲しいとか、そういったものが出てきましたら今後、こちらの方に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○菊池会長

はい。ありがとうございます。時間の都合もございまして、次の議題がちょっと説明に時間が結構必要だということもありますので、ちょっと先に進めさせていただきたいと思えます。議題4、令和7年度の主な取り組み状況についてということでございます。では事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局(障がい者支援課企画共生班)

はい。まず資料4の3ページと、後につけております「わかりやすい版」、イラストを入れております。それを見ていただければと思います。では説明に入ります。

障がいのある人もない人も安心して一緒に暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、令和7年度に県が取り組んだことについて、ご紹介いたします。

1つ目が、審議会などへの障がいのある方の積極的な登用についてです。まず、わかりやすい版の方をご覧ください。

県では、障がいのある人もない人も、安心して一緒に暮らすことのできる共生社会をつくるため、今年度から、審議会などの県が開く会議の委員として、障がいのある方でできるだけ多く参加していただく取り組みを始めました。

それはどうしてかといいますと、障がいのある方が委員に加わることで、障がいのある人もない人も、いろいろな意見が出たり、一緒に考えたりすることで、とてもよい話し合いができるからです。

そうしたらどうなるかといいますと、障がいのある方の考えが、県のこれからの取り組みにしっかり活かされるようになります。また、障がいのある方が、社会と関わる機会が増えたり、活躍するところが増えたりします。

元の横版の資料3ページの方をご覧ください。資料4の3ページですね。この取り組みをどのように進めてきたかといいますと、4ページにありますように、県庁内のすべての課にお願いの通知を出しました。その上の3ページを見ていただきますと、真ん中あたりに、会議の名前が書いてあります。これは、今年度新たに委員として、障がいのある方に加わっていただいた会議です。熊本県防災会議ですとか、熊本県立図書館協議会などに、新たに8つの会議に10名が委員として、加わっていただき、現在、県庁の17の会議に、24名が委員となられております。

本日のこの会議にも、先ほど課長も申しましたが、障がいのある方に新たに3名加わっていただいております。この障がいのある方といいますが、障がい種別も程度も様々です。

まずは委員となられた方のお話を聞き、ご本人やご友人のお困り事について知ること、さらに程度の重い方が、どのようなお困りごとを抱えていらっしゃるか想像し、知ろうとする。そのきっかけをいただく機会として、非常に意義のあるものと考えております。

今後は、皆様の団体に当事者を委員としてご推薦いただくようお願いする機会も増えるかと思いますが、ご協力よろしくお願いたします。説明は以上です。

○事務局(障がい者支援課サービス向上班)

はい。それでは、私の方からは、障がい当事者家族を支える取り組み(ファミリープラン)についてご説明をさせていただきます。

資料は、その続きの資料ですね、右上に、7、⑦と書いたページ数のものと、資料4のわかりやすい版ということで、A3の横の資料、イラストが書いているもの、この2つを使ってご説明をさせていただきます。

まず、障がい当事者家族が抱える課題については、非常に複雑で、これまで十分な支援が広がってきませんでした。今日は改めて障がい当事者家族の生活に光を当てるための、県としての取り組みについてお話をさせていただきます。

早速ですが、7ページの概要資料をご覧ください。大きく分けて、①から④の4つの項目、事業の流れや、ファミリープランの具体例について記載をしておりますので、順に説明させていただきます。

まず、本事業の対象者は、ご家族の中に障害福祉サービスをご利用の方が複数いらっしゃるご家庭を対象としています。資料左上の①課題についてですが、障害者基本法に掲げる、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保や、親亡き後問題などは、いずれも家族を単位として発生するテーマです。

他方で、今の障がい福祉制度は、個人への支援を中心に作られており、家族単位の支援は、十分な報酬体系が整備されていません。この報酬体系と、私が今回の説明で何回か言いますが、福祉事業所が支援を行うにあたって、国が定める必要なお金のことです。

そこで、県といたしまして、改めて障がい当事者家族を一体的に支援するあり方について、調査をしております。

次に、右隣の②、県内の状況をご覧ください。詳細は後程ご説明いたしますが、障がい当事者等と意見交換会を実施したところ、家族に対して一体的な支援を行うことで、安定した家庭生活が実現している事例が確認された一方で、そうした支援がない場合に、事態が悪化しているケースも確認されました。

続いて、資料中段、③をご覧ください。これらの状況を踏まえ、県では、障がい当事者、家族の共通の意向に基づいたファミリープランを作成し、障がい当事者家族を一体的に支援するモデル事業の検討を行っております。

具体的には、障がい当事者家族を一体的に支援するモデル事業所を公募し、事業所からの事例報告をもとに、その有効性を評価する報酬体系を国へ要望していきたいと考えています。資料右上の黄色の欄に事業の流れを記載しております。

続いて、④ファミリープランの作成メリットでございますが、1つ目は、ファミリープランでは、家族を取り巻く状況が一覧化され、学校や病院、福祉サービスの人たちとも、今何が必要かをスムーズに話し合えるようになります。

2つ目は、ファミリープランでは、支援者や家族の誰が何をするかという役割がはっきりし、お互いの得意なところが、苦手なところを補えるようになります。その下にイラストがありますが、この内容を、資料4のわかりやすい版、A3資料を使ってご説明いたしますので、お手元の方にご準備ください。

まず資料の一番上、緑色で記載してあります通り、ファミリープランは、支援を受けているその人だけではなく、その人の家族の悩み事の解決や目標達成を応援するものです。

左上のファミリープランとは（これまでの支援と違うところ）とタイトルがありますが、そちらをご覧ください。ファミリープランは、障がいがある方とご家族と一緒に支援させていただく方法です。その欄の下に緑色の、これまでの支援と、これからの支援を整理した表がありますのでご覧ください。

例えば、誰を支援するのか、これまではあなただけであったところ、これからはあなたとあなたの家族を支援します。例えば、目標の決め方は、今までは1人ずつであったところ、これからは家族で一緒に使います。例えば、繋がりは、これまでは、支援を受ける人の福祉サービスが中心であったところ、これからは、みんなで何をするか決めるので、家族が何を必要としているかわかりやすくなり、福祉サービス以外の病院や学校など、いろいろなところとの繋がりが増えます。

資料下段の絵を使った具体例をご覧ください。グループホームを利用する親子のファミリープランのモデル例です。AさんとBさんは親子です。これまで6人の人が一緒に暮らすグループホームで生活していましたが、周りの人に気を使うので、親子だけで暮らしたいと考えていました。これに対して、ファミリープランを使った支援では、実際に親子だけのグループホームでの生活を通し、地域生活に必要な訓練や家族としての役割分担など、家族支援を行った事例を示して示した内容です。

わかりやすい版の資料の右隣の絵をご覧ください。障がい当事者の生活の場はグループホームのみではございません。ここでは、自宅で暮らす場合のファミリープランの例ですが、AさんとBさんは、グループホームを出て、2人でアパートを借りることになりました。近所の人や地域の習慣、買い物や病院までの行き方、家事の役割分担が不安と感じていました。

これに対して、ファミリープランでは、定期的な生活状況を確認、親子で不安になったことを相談し合うことができるような支援、地域の活動に参加することが難しいときは支援者や家族とみんなで参加する支援など、家族で生活するそれぞれの得意分野を活かした生活支援を行います。また、こういった支援を実施する種類の事業所数も、障がい者支援課では増やしていこうと考えています。

また、ここで誤解のないように資料を補足させていただきます。イラストでは、親子で一緒に暮らすことを目標とした例を、わかりやすい例として説明いたしました。一方で、ファミリープランでは、一緒に暮らすことだけが支援の方法ではないと考えております。後程ご説明いたしますが、例えば、これまで一緒に暮らしてきた親子が子どもの成長に伴い、親子が離れて暮らす選択肢が必要となる場面もあります。

また、親子で過度に依存的な状態になり、閉鎖的な家庭状況にある場合もあるかと

考えます。例えば、子の独立や結婚に対する理解を深めるため、親の不安を聞き、その解決方法を支援し、結婚や就職による別居を支援することも、ファミリープランの対象となると考えております。

親が子と離れていくことによる不安はどこにあるのか、地域との関係なのか、生活上の具体的な家事なのか、孤立感による精神的な不安かなど、家族全体の状況を確認しながら支援していくことが求められます。医療や福祉の現場では、従来、家族の理解や家族の協力を得るといった言葉がよく使われきてきております。このファミリープランでは、その一歩手前の段階を重視します。

まず、障がい当事者のご家族が抱える困りごとや不安に寄り添いそれを取り除くことで、家族が無理なく理解、協力できる状態へと整えていく。これこそが本事業の支援の本質であると考えています。そのために必要な報酬体系のモデル事業をきっかけに、国へ要望していくものでございます。

次に、資料2、こちらのA4の資料の方に戻っていただきまして、スライド8をご覧ください。本事業の根拠となる県内の状況の結果についてご説明いたします。順番が前後して恐縮でございますが、最初に、スライド中段(3)相談支援事業所に対する実態調査の結果を、ご説明いたします。

県の全事業所を対象に調査を行い、168事業所から回答いただきました。家族支援の必要規模としては、契約者総数2万105人のうち、2,346人、11.7%に上ります。この11.7%という数字は、かつての他の報酬上の加算が創設された際の、対象者割合と同程度で規模であり、制度化を図る上で十分なボリュームがあることを示しています。

次に、スライド上段(1)障がい当事者、家族団体等との意見交換の結果をご覧ください。令和7年7月から8月にかけて、県内31の、団体の皆様と直接対話を行いました。新しい支援の視点の必要性として、これまで福祉サービスが届いていなかった人の困難を早期に発見できるなどの声をいただいております。

次にその下、(2)各種協議会の議論の内容です。専門的な知見から、意思決定支援の徹底として、障がい者同士のみだけではなく、多様な形態を包括できる仕組みが必要などのご提言をいただいております。

9ページをご覧ください。相談支援事業所の調査結果から報告された122件の好事例を分析したものです。カテゴリー別の傾向として最も多かったのは、親子兄弟姉妹の同居に関する支援で、全体の4割を占めております。次いで、子育て支援、結婚夫婦関係の支援と続きます。その下に好事例として、記載しておりますが、例えば、妊娠出産育児に関することで、行政医療福祉が連携し、子供の健やかな子育てを実現した例や、本人の意思決定支援として、家族による過度な干渉がある場合でも、本人と家族への伴走型支援を行うことで、就労や結婚といった自己実現に繋がった事例が確認されております。

10ページをご覧ください。先ほど、事例の報告の一方で、本調査では、現在の制度では対応は極めて困難な構造的な課題も浮き彫りになりました。こちらには206件の困難事例が報告されています。スライドの下の事例内容を抜粋しますと、高齢、生活困窮との分野を横断して、母親の認知症により家事が崩壊し、不衛生な環境で孤立している世帯や、児童分野を横断した内容で、親子で閉鎖的な関係に陥ることで、子どもの不登校といった負の連鎖が続くケース。妻が夫の家族と同居した結果、人間関係や経済的な課

題等により生活の破綻が危惧されているなど、複雑化されている事例が報告されています。

この調査により、現行の個人単位の制度だけでは、家族という枠組みの中で、複雑化して対応しきれない課題が多くあることが確認されています。

11ページをご覧ください。こちらは、来年度からのモデル事業に当たって、今年度10月に厚生労働省に対して要望内容を整理したイメージ図となっております。

まず上段の(1)の部分ですが、新たな報酬体系の要望として、左に現行の報酬体系、その右隣に、熊本県でのモデル実証を経て、さらに右隣に見直し後の報酬体系を整理しております。

ファミリープランを作成し、家族を一体的に支援する、ハブ機能、いわゆる司令塔役の事業所に対する報酬を設定するよう要望するとともに、その右隣、司令塔役への事業所への情報提供や、その連携に係る事業者に対しての報酬上の設定を要望するようしています。

中段のイラストは、国へ提案している家族体の支援が、実際の現場でどのような構造で動くのか、その全体像を示しております。これらの枠組みによって、個人への支援を家族という単位に結び、それをさらに地域という線で結んでいくこと。そして、資料の右下の表で示しているように、地域、家族、個人という3段階の重なり合う支援が必要であると考えております。

12ページをご覧ください。先ほどのスライドで説明した3つの加算の創設を国に要望した実際の資料でございます。こちらにつきましては、時間の関係上、省略をさせていただきますが、皆様のご意見等をお伺いして、障がい者同士のみの対象範囲ではなく、その対象範囲を広げた要望内容を説明しております。

13ページをご覧ください。先ほどの国への要望資料の単位数の根拠をまとめておりますので、お時間がある時にご覧ください。

14ページにつきましては、これまでの、経過や今後のタイムスケジュールを記載しております。モデル事業の実施期間としては、令和12年度の報酬改定を見込んで、1年間としております。

15、16ページをご覧ください。こちらについては、加算を導入することによる予防的コストと、それによって将来的に削減する、される社会保障関連経費を比較しております。17ページにつきましては、過去、他県で先行的に行われ、国に制度化された事例を掲載しておりますので、こちらも、後程ご覧ください。

最後、18ページでございますが、こちらについては、本事業が障がい福祉の枠を超えた横断的な支援の実装も考慮したということを示している資料になっております。

時間の関係上説明は省略させていただきますが、横断的な支援を行うことで、家族を一体的に支援する構造ができ上がる、そのメリットを記載しております。

私たちはこのモデル事業を第一歩として、まずは障がい福祉の分野で確かな成功事例を積み上げます。以上で私の方からの説明を終了いたします。

○菊池会長

ご説明ありがとうございました。それでは、皆様からご意見いただきたいと思いますが、こちらの議題4につきましても、「わかりやすい版」を使いまして、まず吉浦委員のお話を

伺っていきたいと思います。

吉浦委員におかれましては、資料4の3ページの内容と、あとその7ページのファミリープランの内容ですね。これを一堂に、両方ともお答えいただくことでよろしいですか。

(吉浦委員、了承)

はい。では吉浦委員お願いいたします。

○吉浦委員

資料4の3ページ。私は初めて参加しましたが、知的障がいの仲間に参加した人は、今までありませんでした。もっとたくさんの仲間が参加して、私たちの意見が言えるような場所が増えると嬉しいです。

資料4の7ページの、ファミリープランの説明では、親子の話が出ていました。親が障がい者でなければいけないのでしょうか。うちの場合は、初めに話した通り、親ひとり子ひとりでしたが、ごみの出し方とか、親は楽なぎりぎりまで世話をしてくれていましたが、体が動かなくなったり、認知症が進んだりして、母親ができなくなったときも、このファミリープランの対象にはならないのでしょうか。以上です。

○菊池会長

ありがとうございます。こちらの、まず資料3ページのですね、当事者の参画ということに関しては今後もしっかり進めていただくということと、知的障がいの方がですね、なかなか意見表明をするための様々な配慮のあり方等ですね。ぜひ、この審議会でこういった配慮を行ったという事例をですね、他の部局にも、お伝えいただいて、こういう形でしっかり表明できます、といった好事例にぜひしていただければと思います。

ファミリープランについての今のお尋ねについてのご回答はいかがでしょうか。

○事務局(障がい者支援課サービス向上班)

ご説明させていただきます。ご質問ありがとうございます。

まず、このモデル事業については、障がい当事者同士という形でモデル事業の展開をさせていただきます。

その理由について、2点ほどご説明させていただきます。1つは、県が調査したところ、すでに今、障がい当事者同士で結婚されている、また子育てをされている、または、介護されているというようなご家族が、より困りごとを生活上抱えられているという実態が確認されました。

こういったご家族を想定して、事業案は、障がい者同士、複数名の障害福祉サービスをご利用されているご家族という形で対象とさせていただいた次第です。

2つ目は、これは熊本県だけではなく、全国に制度を展開するために、国の制度を変えるためのモデル事業と考えております。そのために、対象範囲を絞って、実際に支援を受けているご家族が、支援の前と支援の後で、そのご家族の満足度がどのように変化したかというようなことを、短いスパンで分析していき、有効性を示していくということが必要と考えたため、一定程度、対象範囲を絞らせていただいた次第です。

一方で、先ほど時間の関係上、省略をさせていただきましたが、後程またご覧いただければと思うんですけども、資料の12ページの中には、実際に国に要望した資料を入れ

ております。この中の下の(2)の③の※印4のところに書いているところを読み上げますと、障がい当事者家族の家族に対しての相談支援を行うことに対して、加算をつけてくださいという、この要望なんですけど、ただし書きで、ただし、相談援助を行う家族は、ファミリープランに係る障害福祉サービスを利用している家族に限らないこと。下線部は、家族支援の対象範囲である保護者兄弟以外の家族を含め、事実婚等多様な形態に対応できるように改編したという形で記載させていただいております。

モデル事業としては、その対象範囲を絞って効果検証という形で、一定範囲を示させていただきましたが、国への要望内容という部分については、より広い範囲のご家族という形態を支援できるような形で要望させていただいているという次第でございます。以上です。

○菊池会長

はい。というお話でしたけども、吉浦委員よろしいですか。できる限り柔軟な形にとれるように、国の要望はしっかりと行っていただければと思います。

それではすいません。時間がですね、実は終了予定の4時なんですけども、この件についてちょっと委員の皆様から、ご意見をいただきたいので、10分程度延長させていただいて、ご意見いただければと思います。次がある方は申し訳ございませんが、先にご退室いただいてもよろしいかと思います。

それでは委員の皆様から、今年度の取り組みについてのご報告について、質問やご意見がある方、よろしく願いいたします。はい。では須藤委員、お願いします。

○須藤委員

Little bitの須藤です。私の方から2点意見させていただきたいと思います。

まず1つ目に、障がい当事者委員の参画についてご意見させていただきますと、今年度の取組みの1つである障がい当事者の委員の積極登用、各行政会議への当事者参画を進めていくという方向性については、当事者の1人として、とても画期的で意義のある取組みだと感じています。これまで、声が届きにくかった場に当事者が委員として参画できるようになること自体に大きな希望を感じています。

一方で、当事者として会議に参画する立場だからこそ感じるのは、委員として選出されることや、会議に出席することが目的となり、形式的な参画にとどまってしまうかという点です。出席して意見を述べたとしても、その声がどのように整理され、どのように施策に反映されたのかが見えにくい場合、当事者参画の意義が、十分に生かされないのではないかという懸念もあります。当事者参画を実質的なものにしていくためには、当事者が発言しやすい会議の進行や雰囲気づくり、当事者の意見が施策にどう反映されたのかを後から確認できる仕組みなど、様々な工夫や試行錯誤が必要だと感じています。

その点に関連して当会Little bitでは、当事者だけでなく、支援者や地域の方など、立場の異なる人たちが集まり、フラットに話し合う対話の場を継続的に作り、実践してきた積み重ねがあります。そうした場では会議のような形式ばった場では出にくい本音や気づきが共有され、相互理解が深まることを実感しています。

当事者参画を進めていく上では、行政会議への参画だけでなく、こうしたフラットでフラットな対話の場づくりを地域に広げていくことも重要だと考えています。そうした取り組み

みを県としてもバックアップしていただき、当事者の声が日常的に施策や地域づくりに繋がっていく仕組みを、ぜひ一緒に育てていっていただきたいと思います。障がい当事者の参画が形だけで終わるのではなく、現場の実態や当事者の声が、施策の質を高めていく力となるよう、県としても、参画のあり方そのものを継続的に検討し、試行錯誤を重ねていただくことを当事者委員の1人として期待しています。まず1点目が、以上です。

もう1点ファミリープランに対する懸念について意見させていただければと思います。家族単位で支援を考えるという方向性自体には大きな意義を感じています。一方でファミリープランを立てることに対する加算に特化している点について、当事者として少し懸念があります。

実際の生活では、家族が関わる支援は、計画を立てた後にこそ、多くの困難があります。家族間の調整、医療福祉行政との連携、病院や役所への同行など、こうした細かな実働的支援がなければ、計画があっても、支援が機能しない場面を多く経験してきました。

計画があっても、実際に間を繋いでくれる人がいないと、支援は途切れてしまいます。現状ではそうした部分を、NPOや民間団体の方が、制度の外で手弁当で担っている場合も少なくありません。当事者としては、誰かの善意によって支援が継続されるかどうか左右される現状に不安を感じることがあります。

ファミリープランを実効性のあるものにするためには、計画作成だけでなく、継続的な調整や同行連携といった、実動部分も評価される仕組みを併せて検討していただくと、当事者としての安心に繋がると感じています。

また、家族間の関係性を考慮して、起きている問題を個人の問題としてとらえるのではなく、社会環境を変えることによって解決するというソーシャルワークの視点でとらえるのは大事なことで、そういう点では大変画期的ですが、くれぐれも家族は常に一緒であるべきという考えに固まらないようにご配慮ください。支援者の中には、家族愛を前提とした、話せばわかり合えるはずという強い価値観を持った人もいます。親子といえども、適切な距離を取った方がいい場合もありますので、ガイドラインを作成する際は、以上のような点を考慮した文言を入れて欲しいと思います。ご検討よろしく願います。

○菊池会長

須藤委員ありがとうございました。ファミリープランの件については、今事務局の方から回答がありますか。

○事務局(障がい者支援課サービス向上班)

ありがとうございます。ファミリープランについては、まさしく計画を作成して、その支援を行っていくことの評価を国に求めています。具体的には、3ヶ月に1回はちゃんとモニタリングであったり、日々の生活支援、例えば先ほどのごみの出し方や、家賃はちゃんと支払われているだろうか、携帯電話の料金の支払い方はどうだろうかというような、日々の生活の実態に即した支援を、今、無報酬で行っているそういう現状に対して報酬をつけることで、事業所のサービスの継続性というところで、この制度を国へ要望している次第でございます。

従いまして、ご質問にあるようないわゆる計画だけで終わってしまうことのないように、

そこはそういった要件をきっちり設けることは、こちらの方でしっかりと整理させていただこうと考えております。

併せて、ご質問にございました、いわゆる家族で一緒に暮らすことのみが、支援の正しい方向なんだというような概念を植え付けないようにという点については、もうまさしくその通りでございます。

個人の意思決定支援の範囲を広げるということがこの事業の本質的な目的でございますので、当然、中には離れて暮らすことの必要な家族もいらっしゃいます。そういった家族に対して、どうすれば独立できるのか、どちらが不安を抱えているのか、またはそれは環境的な要因なのか、そういったことも含めて支援を行っていきますので、イラストでは、一緒に暮らすというようなわかりやすい例を使いましたけども、実際の家族支援のあり方というのは、家族の数だけ多種多様、その人の数だけ多種多様にあるべきというふうに考えておりますので、画一的な運用がなされないように、この事業については、調整検討していきたいと考えております。以上です。

○菊池会長

はい。ありがとうございます。よろしいですか。

○須藤委員

ありがとうございました。そういった、県として、家族をどうとらえるかという考え方を、口頭だけで伝えていくのではなく、きちんと、文章としてガイドラインなどに記載していかれるとすごく県民にとっても良いと思えました。よろしく願います。

○菊池会長

では、事務局の方ではその旨、ぜひ取り入れていただいて、今後新しいプラン、事業でするので、そういった多様な家族のあり方といったものを前提にしているんだといったところを打ち出し方は、ぜひ工夫していただければと思います。

また前半の方にありました当事者の参画ということに関しましては、先ほどの吉浦委員のお話と一緒にですね、なかなかこういったいわゆる会議体、会議で話しやすい雰囲気を作るってのはこれ私の責任だろうと思っはいるんですけども、実際それが、その発言したことが施策にどう反映されたかといったようなことは、ぜひですね、今現在もされてると思いますが、当事者委員と事務局がですね、コミュニケーションをしっかりとっていただいて、それで事前事後ですね、そういったところでフィードバックして、ご説明を追加でしていただけるような、そういうよい関係をとっていただければと思いますので、よろしく願います。

それではもうひとつぐらいご意見ある方はちょっといただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。はい。ではご意見ないようですので、こちらで議題4は終了させていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日予定されている議題は以上となります。議事進行にご協力いただきありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局(西嶋審議員)

はい。菊池会長におかれましては、長時間に渡る議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましても、円滑な審議のご協力と貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

本日、次期障がい者計画の策定に当たりましてのアンケート調査の内容について多数ご意見をいただきました。アンケート調査は今年の5月ごろを実施しておりますので、それまで、この会議をもう1回開いてそのアンケート内容を皆さんにご審議いただく時間がスケジュール的に厳しくございますので、本日いただきました意見を踏まえまして、事務局案を修正いたしまして、また文書等でご照会をかけることもあるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

また、今回初めての試みでございました「わかりやすい版」でありますとか、スクリーンに文字を移すという方法をとっております。もっとこうした方がよりわかりやすい会議になるんじゃないかというご意見等ありましたら、またこの会議の後でも結構でございますので、事務局の方にお申し付けいただければ幸いです。

それでは以上をもちまして本日の障害者施策推進審議会を閉会いたします。

本日ありがとうございました。